

令和5年度 第2回ニセコ町観光審議会 議事録

1 日 時

令和5年(2023年)6月1日(木) 10:00~11:55

2 場 所

ニセコ町役場 3階 町民ホール(議場)

3 出席者

委 員 下田委員(会長)、菊井委員(副会長)、谷田委員、岩崎委員、
ランド委員、高井委員、大橋委員、桑添委員、石黒委員、若杉委員
(10名)

ニセコ町 山本副町長
税 務 課 鈴木課長、松田係長
(事務局) 商工観光課 阿部課長、三上参事、川埜係長、米田主査、
深澤主任、鈴木主任

4 内 容

(1) 山本副町長挨拶

第2回の観光審議会にお集まりいただき感謝申し上げます。今回は、宿泊税の内容についてご説明し、ご議論いただく。新聞等でも記事になっているが、賛否いろいろある中で議論は進んでいると思っている。釈迦に説法で恐縮だが、ニセコ町のまちづくり基本条例の中で、民主的にまちづくりを行う中で、情報の共有と住民の参加という2つが大事な町民の権利として書かれており、今回宿泊税というみなさんにご負担をお願いする政策について、条例の趣旨に則り、話し合いの中で納得と協力のプロセスを経るという意味では、大事な議論の途中であると考えている。

政策意思の形成過程の途中ということで、様々なご議論をいただきながら、固まっていくという途上において、本日お示しする中身についてもみなさんから忌憚のないご意見をいただきながら進めて参りたいと考えている。8年前から、町長も宿泊税の導入を公約に掲げて選出いただいており、宿泊税の実施は町民のみなさんとのお約束なので、実施自体は決めているところだが、細かなところも含めて、ご議論いただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(2) 議題

「宿泊税について(資料1)」について事務局より説明を行った。

〈川埜係長〉

宿泊税の概要について、事業者説明会やパブリックコメント等でお示ししているが、税率については2%の定率制、免税点は設けないという形で考えている。課税免除については、前回審議会では検討中とお伝えしたが、入湯税等との整合性も踏まえて、修学旅行などの学校行事を課税免除として考えている。基本的に先行自治体である隣町の倶知安町と同じ制度概要だが、倶知安町がインターンも課税免除対象としているのに対して、ニセコ町では対象外としているので、そこが相違点となる。

地方財政制度上、町税収入と地方交付税は反比例であると前回審議会で申し上げたが、町の予算についてももう少し詳しく説明すると、ニセコ町の予算は、一般会計、特別会計含めて毎年約60億円の予算規模となっている。このうち、半分の約30億は、国で人口や面積などから計算して、自治体でまちづくりを行うために必要な経費を算出している「基準財政需要額」で、町税収入ですべて賄えればよいのだが、賄えない場合に地方交付税で補填され、最低限のまちづくりが行われるように保証するという制度となっている。ニセコ町の町税収入は約9億円で、残りは地方交付税で保証されており、すなわち町税収入が30億円を超えれば自由に使える財源が増えるのだが、超えない限りは町税が増えれば、交付税が減少するという仕組みになっている。

それ以外のまちづくりのために必要な額である残りの半分は、国の補助金、交付金、借金を活用して捻出しているが、なかなか将来のニセコのまちづくりのために使いたい費用の捻出は難しいところである。補助金や交付金も、国の制度の意向があったり、基本的に単年度事業だったりするので、継続的、安定的に事業を実施できないという課題もある。課題を解消するために、臨時的、単発的ではなく、継続的に得られる町独自の財源であるとともに、地方交付税の増減に影響しないような制度を検討する中で、総合的に判断して宿泊税の導入を検討させていただいているところである。

町全体の予算のうち、観光に関する町の予算は約1億円であり、このうち、継続的な予算が約6割で、国の補助金をはじめとした臨時的な予算が約4割となっている。継続的予算の約6割についても、すべて観光振興に使えるわけではなく、道の駅や五色温泉インフォメーションセンター等観光関連施設の維持管理に予算を半分以上充当しており、残りを観光パンフレットの作成やイベント支援といった観光振興に用いていて、約3,000万円である。持続可能な観光地づくりを進める上での使途として、約2億円～2億5,000万円とお示しているが、現状毎年3,000万円程度しか捻出できない中で、記載した事業を継続的に実施していくのは難しいところである。

使途について、本審議会でもご議論いただいた観光振興ビジョンを基にしているが、前回審議会で事業費概算を約2億円とお示したが、見込まれる税収との兼ね合いもあり、概算で約2.5億円と修正させていただいている。

これまでの経過について、前回審議会から、行政推進会議での説明、総務省及び北海道との協議、事業者説明会の実施、パブリックコメントの実施、議会へのご説明等を実施したところである。

総務省との意見交換では、北海道としての宿泊税導入の動きがあることから、しっかり協議、調整をするようお話があり、併せて事業者の準備期間や観光客への周知期間をきち

んと考慮するように話があった。

北海道とは、導入のタイミングや徴収方法等での意見交換を行い、当町として、定率制の検討、仮に二重課税になった場合の事業者への説明や影響の調査を北海道にお願いし、あらためてニセコ町としては北海道の全道的な宿泊税の導入に反対である旨お伝えしたところである。

3回に渡って開催した事業者説明会やパブコメでは、いろいろな立場・視点で、賛成、反対の意見をいただいたが、出席者及び我々の考えや意見を共有できたため、非常に貴重な場になった。意見の一例として、定率制の方が公平、反対に定額制の方が公平、一律の定額制の方が望ましい、うちの施設では定額制は難しい、有効に使ってほしい、労働者の長期滞在は課税免除すべき、先行する倶知安町と同じ制度・様式にしてほしい等が挙げられる。他に、事業者の方から、宿泊客にきちんと制度を説明できるような資料を作成してほしいという意見もあり、導入の際には町で啓発、説明できる資料を作成する旨回答したところである。

議会へのご説明では、説明会等と同様の意見が寄せられたほか、ペーパーレス化等による事業者負担の軽減、使途がぶれることのないようにするルールをつくるべきといったご意見をいただいた。

今後のスケジュールとして、すべてが最短でいった場合に想定していた6月議会への上程は見送り、議論や協議を重ねた上で条例案を提出したいと考えている。このほか、総務省との協議や周知・準備期間を経た上で、宿泊税導入という流れとなるが、円滑に導入するために、端境期に導入できればと考えているところである。

(3) 意見交換

議題について、意見交換をおこなった。

(若杉委員)

これまでの説明会等で賛否あったとのことだが、特に「否」のご意見について、どのようにご理解いただくかの方法をきちんと考えなければいけない。

観光目的税としての宿泊税である以上、観光が目的であることを明確化すべきで、観光振興と環境対策の区別がわかりにくくなっている。環境対策が観光のまちづくりのために大事ということであれば、説明の仕方を工夫していただきたい。

定額と定率について、議論があるところだと思う。徴収する側の負担を考えると一律の方が望ましいと思うが、誰にとって不公平ではないかという議論は、徴収される側の公平感が得られればよく、宿泊客が、定額、定率それぞれでどう感じるかを探る必要があるのではないか。

内税にするか外税にするかというテクニックは重要で、外税にすると、バック料金の場合分ける必要が出てくるので内訳を明かすことになると思われる。したがって、消費税のような外税ではなく、観光税を含む料金といった内税表記のほうがよいのではと思う。

前日も申し上げたが、ニセコエリアへ来る人は、倶知安町、ニセコ町、蘭越町と考えないので、利用者のことを考えると制度を分ける方が不自然だし、分けることで現在取り組

んでいるエリアづくりにも反するのではないかと。

いずれにせよ、負担をお願いする事業者の方と観光客の納得感の両方を考えて検討を進めるべきである。

〈石黒委員〉

ニセコ町にとって何が望ましくないシナリオなのかを考えた上で、税制や時期について議論するのが良いと思う。避けなければならないのは、道庁をはじめ、全国で宿泊税の導入が進んだ後に後発組として宿泊税を導入するという状況である。ニセコ町にとっての望ましい制度、合理的な制度ではなく、前例踏襲、他の事例に基づく制度にせざるを得なくなり、政策上の選択肢が狭まる。また、グローバルな流れとして、観光における持続可能性への貢献は避けられないテーマになっており、それを理解している旅行者にとっては、むしろニセコ町が宿泊税をとっていないということが、旅行者の環境へのインパクトの管理やそのための財源の確保に無関心だと捉えられる可能性すらある。他地域、そして市場、消費者へのメッセージという観点からはなるべく議論を急ぐべきだと思う。

また、世界的には、観光目的税の議論が環境税に接近している。特にヨーロッパでは従来、フリーライダーだった旅行者に自然環境保全のコストを相応分、負担してもらうということが当然という考え方が定着しつつある。観光振興の財源を確保するというよりは、観光地が経済的、社会的、環境的に存続するために負のインパクトをコントロールするという性格に徐々に変化しつつある。そもそも税には、分担・再分配、受益者負担、原因者負担という3つの目的がある。宿泊税の場合、度々受益者負担が取り上げられたり、あるいは制度が依拠する原則が分担・再分配であったりするが、環境税は3つ目の原因者負担に基づくものであり、今後はこの原因者負担原則を踏まえながら議論を進める必要がある。具体的には、観光振興によって地域が追加的に負担しなければならないコストを旅行者にも負担してもらうという考え方である。そうしないと、ニセコ町がこれまで取り組んできた住民や域内事業者との一体的な取り組み、観光のあり方が損なわれる。

以上の議論を踏まえると、前回も申し上げたが宿泊税よりは、持続可能な観光税のようなネーミングの方が、ニセコが持続可能な観光地であるために、今後も発生しうる行政需要に対して、観光客からもいただくというメッセージが明確になるのではないかと。

〈桑添委員〉

先日東京に行った際に、窓口で100円払っただけで、宿泊客の立場になると、定額の方がわかりやすく、楽だった。定率制が理にかなっているというのは理解していて、事業者の負担とかもあると思うが、宿泊客視点では定額制の方がわかりやすかった。

ニセコと倶知安で歩みを合わせるとなると定率制かもしれないが、観光客から見れば同じニセコエリアでも、エビデンスやデータがあるわけではないものの、どこか物理的に違うような感じを受ける。歩みを合わせるのも大事だと思うが、ニセコはニセコとしての価値観を出していくというのも大事ではないかと。

〈大橋委員〉

宿泊税の使途について、現状の課題を踏まえて、交通の便の改善等優先順位をつけて検討されているのは非常に良いと思う。実際の導入に当たっては、ペンションや個人経営の方の負担が気になるので、そうした方々へ町から協力を仰いで理解いただければ、お互いに気持ちよく導入できるのではないかな。

道も宿泊税の導入を検討しているとのことで、私も道が先に動くよりはニセコ町として動いた方がいいと思うので、慎重さも大事だが、行動に移していくことも重要ではないかな。

ネーミングについて、宿泊税よりは、持続可能な観光税の方が、みんなの共有意識や繋がりが生まれると思うので、ネーミングの変更には賛成である。

客として考えるとまた異なる感じを抱くかもしれないが、事業者の立場からすると、定率制の方が不公平感がないと感じるので、定率制でいいのではないかな。

〈ランド委員〉

観光＝人がニセコに入るところで、環境の保全をもっと進めなくてはいけない時期に入ってきている。冬は特にパウダースノーをキーワードに誘客しているが、今後の環境対策についてのニセコ町のビジョンを少しずつ共有し始めることが大切ではないかな。

例えば二次交通について、以前もお伝えしたが、単純にタクシーを増やすのではなく、現状電話予約のみとなっているデマンドバスで、アプリを用いて路線の混雑状況を調査することで効率よく運送し、その結果CO2の削減につなげるといったことが考えられる。

ビジョンを予めシェアすることで、協力してくれる観光客も増えてくるのではないかな。

〈岩崎委員〉

事業者としての意見を申し上げますと、ニセコ町の宿泊税導入は、8年前から町民や事業者に対して話があり、どのように準備をするかという気持ちでいたので、導入に当たって観光事業者はもう十分に理解しているだろうと思っている。

導入に当たって、定額でも定率でも、運用上いろいろと必要になる作業があり、例えば電話での説明に新たに宿泊税の説明が必要になってくるが、お客様に対して、いかに時間をかけずに、しっかりと説明するかというのがあるので、先程も話があったが、ご案内、ご説明できるような資料の整備はお願いしたい。

税という強いものなので、そこから何がお客様や事業者に還元されるのかというところをしっかりと見せできればいいと思っています。ネーミングの部分は観光客にとっては非常に大事な要素であると個人的には思う。目的税、宿泊税よりは、持続可能税といったニセコ町らしいメッセージ性のある税の方が、開始時にはいろいろとあったとしても、積み重なったときには、より持続可能な観光が築き上げられる内容になってくると思うので、ニセコらしさのあるネーミングでもいいのではないかな。

〈谷田委員〉

お客様に対しての公平感というお話を聞いたときに、あらためて宿泊税は最終的にはお客様が払うものだなと感じたが、そうであるならば、お支払いする方にご納得いただける

ようにするという点でいえば、ネーミングが大事であることと、定額制の方がよいのではないかと思った。

どういうネーミングでも、観光客が過ごしやすい場所、魅力的なニセコの自然を守るための税金となったときに、環境に与える影響は、宿泊料金が低いお客様でも、そうでないお客様でも、同じ1泊で、出すごみの量も同じかもしれないし、高い車でも安い車でもあまり影響は変わらないと思うので、税の目的を考えたときに、1万円払っても10万円払っても同じではないかという意見は考えられるので、もし定率でいくのであれば、説明の仕方はきちんと準備する必要があるのではないかと。

〈高井委員〉

前回は申し上げたが、宿泊税そのものの導入は早いほうが望ましい。

その上で、お客様に対しても、町民に対しても、事業者に対しても、宿泊税が何にどう使われるかという出口が一番大事なことで、ニセコの未来のために何に使用されるかが、きちんと見える形で伝われば、ニセコが好きで来られる方や観光で来られる方も含めたみなさんの理解に繋がるのではないかと。

これから二次交通や人材育成に活用されていくと思うが、お客様、住民、事業者にきちんと伝わるような形になる活用をお願いしたい。

〈菊井委員〉

昨シーズン急激にインバウンドが戻ってきたところから、二次交通や環境に関する整備は早急に必要であるという中で、これを町民に負担してもらうのは難しいので、ニセコに来るお客様の利便性向上というために、使途とお客様が税をお支払いすることによる効果をしっかりアピールすることが非常に大事だし、リゾート協力金という文言にしてもいいのではないかと。

税の公平性に関連して、高い宿泊費を払っている人が富裕層かということ、そうではないケースもたくさんあって、例えば普段500円の牛丼を食べている人が、年に1回贅沢して1万円のフルコースを食べに行くように、レジャーの場面でも同様の方がいらっしゃるということはご理解いただきたい。

〈若杉委員〉

先程申し上げた観光と環境対策について、みなさんの話を聞いて宿泊税という名称を外して、なぜここでお客様から税をいただくのかということの説明が付きやすい名前の方がいいのではとあらためて感じた。

財源の確保について、自らの努力ではなく、魅力ある観光地を作って、そこに来る観光客に協力していただく訳なので、「取る」というよりも「いただく」という表現、意識付けが望ましいのではないかと。

定率の場合と定額の場合で、どのような差異が出てくるのかというシミュレーション等きちんと説明できる資料を用意することで、なぜコストやエネルギーをかけてまでも利用者の方からいただくのかということについての事業者の理解も得られるのではないかと。

〈岩崎委員〉

先程申し上げたとおり、お客様への対応の時間というところで、入湯税は漢字3文字だが、〇〇税というネーミングが長くなればなるほど時間を要するという中で、例えばそれこそニセコ税のような名前になれば、短くてわかりやすいし、持続可能な観光に使われるものであるという説明をしやすいのではないかと思います。

〈若杉委員〉

先程伺ったのだが、定率と定額で財源の格差はどれくらいの差があるのか。

〈川埜係長〉

段階的な定額制となると、金額の設定によって変わってくるので、一律には申し上げにくいですが、1番シンプルな、1泊100円とした場合、ニセコ町の延べ宿泊者数は50万泊なので、50万泊×100円で5,000万円となる。

定率だと約2億2,500万円で、目指そうとする2億5,000万円を50万泊で逆算すると、1泊500円いただくということになり、それは料金5,000円のお宿でも10万円のお宿でも一律500円ということになる。

〈石黒委員〉

北海道を含め、全国で消費者の宿泊税に関する意識調査などにも関わっているが、概ね300円くらいまでは支払いに対してポジティブな反応である。基本的に300円くらいまでは消費者に払税力があるということを前提に議論すべきだと思う。駐車場料金でも同じような結果で、昔は無料が当たり前だったが、最近はむしろ有料で良いのでサービスをもう少し良くしてほしいという声が強い。それを踏まえると税額を少額に抑えるための工夫よりは、むしろどのような目的で税を取るのか、そのメッセージ性を意識した上で、税収を最大化できる制度にするべきではないか。

〈若杉委員〉

定率制について、宿泊料金に対して負担額が変わってくるため、公平であると理解しているが、入湯税は定額150円となっている。観光客は、入湯税を150円支払うことにそこまで抵抗していないと思うが、それは入浴すること自体にはそこまで料金差がないため、一律に設定しやすいということか。

〈山本副町長〉

先日の事業者説明会でもその話は出ていたところ。今の議論では、定率と、定額には一律の定額制と段階的な定額制の2つがある。入湯税は一律の定額制だが、ある事業者からは施設によって入浴料にはそんなに差がないので納得感はあるが、宿泊に関しては一律でいいのかと疑問を呈された方もいらっしゃった。

〈菊井委員〉

先程、一律定額制の場合財源確保には1人当たり500円が必要とのことだった。付帯サービス等を除きたいいわゆるルームチャージという概念からいえば、1人1泊当たり2万5,000円となり、繁忙期であればそのような設定はあるかもしれないが、ニセコ町内の宿泊事業者において、この数字はなかなかハードルが高い数字ではないのか。

〈ランド委員〉

倶知安町では、3ヶ月毎にまとめて申告できる宿泊税の申告納入期限特例というものがあるが、ニセコ町の場合も同様になるのか。また、実際に宿泊税が導入された際に、そのような制度は繁忙期の際に助かるといった事業者の声はあるのか。

〈鈴木課長〉

基本的に倶知安町と同様の制度を想定していて、あまりに多額の納税をされる事業者は毎月納税になるが、中小規模の事業者の場合は3ヶ月に1回の申告納入という形になってくるのではないのか。その他の細かい事務作業についても、様式等も含めてなるべく違いが生じない形での導入を考えている。

〈若杉委員〉

50万泊というのは、いつ時点でのデータなのか。また、ニセコ町内の宿泊能力に対して、およそ何%くらいの稼働率だったのか。

〈川埜係長〉

平成30年度のデータである。実際に稼働していない部屋もあると思うが、旅行業法の届出ベースだと、およそ7,000人が1日で滞在できるようになっているので、年間だと約250万泊となり、約2割くらいとなる。ただ、届出をしても営業まで至っていない事業者も含めた数字なので、統計の難しいところでもある。

〈若杉委員〉

250万泊をマックスと考えると、50万泊は1/5くらいの利用率で、定率制であれば2億5,000万円となる。今までの観光予算と比べると、相当の額になるが、菊井委員の仰る目標が高すぎるという議論はないのか。

〈川埜係長〉

宿泊代金の区分に応じた実績を基に推計して、2億2,500万円という値を推計しているが、用いている統計データは宿泊料金なので、サービス料等も含まれているため流動的なところである。試算においては、朝食、夕食、サービス料等が全体の料金の約3割相当として推計している。3割という数字が、実際には4割、5割ということであれば課税対象となる素泊まり料金も変わってくるので、推計に影響してくるのではと考えている。

〈若杉委員〉

ニセコ町において、目的税で2億円を超える規模のものは過去にあったのか。（「ない」との回答あり）つまり、かなり大がかりであり、それだけの財源を確保するというのであれば、定率なのかなと思いはじめた。

公平に負担いただくということで、事業者の方には大変面倒な負担をおかけするかもしれないが、約2億円ただけというふうに切り替えて頑張っていたらどうかという気持ちである。

〈下田委員〉

いろいろと議論を聞かせていただき、8年前から検討という中で、今ギュッと議論を進めているという印象を受ける。すでに導入済の倶知安町でも、はじめはいろいろと問題もあったかもしれないが、昨年度で2.4億円くらいの税収であり、ニセコ町では導入前で喧々諤々議論を行っているが、導入したことによるメリット等について、オブザーバーという形で倶知安町の事業者の方からお話を聞いてもよいのではないかと。

宿泊行為に対する課税ということで、「宿泊」についていろいろと議論になるが、本当の目的はニセコの将来のための財源であり、宿泊税の議論は進めつつ、将来50年後、100年後を見据えて、例えば開発行為への課税や別荘税、リゾート協力金、ニセコ税等について検討を進めてもよいのではないかと。

みなさまからいろいろとお話をいただき、同じ事業者でも感覚が異なるというのは非常に貴重な意見だと思うので、本議論について、拙速になりすぎず、でも遅くなりすぎず、うまい具合に進めていけるといいのではないかと。

5 その他

事務局から、今後の審議会に関するお知らせがあった。

以上